# ネパールの児童労働と NGO

長坂　寿久 *NAGASAKA, Toshihisa*
（一財）国際貿易投資研究所　客員研究員

*要約*

*世界では 7 人に 1 人が児童労働の中にあるが、ネパールでは 5 人に 1 人と非常に高い。そして小学校レベルでの高い中途退学率、依然続く子どもの人身売買やカマラリという債務奴隷的な制度、低い出生登録率、政府による児童労働への取り組みの遅れ等々、ネパールの子どもたちは、子どもが働くのは当然という社会・文化的背景の中で非常に過酷な状況におかれている。*

*ネパール政府は児童労働に関する一連の ILO 条約を批准し、児童労働廃絶へのマスタープランを策定しているなどしている。しかし、予算の欠乏などにより、その施策の実効性はきわめて乏しい。そのためフィールド（コミュニティ）での対応は全面的に NGO に依存しているのが実態である。NGO の取り組みのケーススタディとして、プラン・ネパールのフィールド（マクワンプール郡ヘタウダ市）での取り組みについて紹介する。その体系的な取り組みからは学ぶべきものが多い。*

## はじめに

現在の国際ビジネスにおいて児童労働を告発された企業は、その対応を誤るときわめて大きな打撃を受ける。児童労働問題に対しては、それほど世界のメディアと消費者は強い



http://www.iti.or.jp/

反応を示すようになっている。ネパールで生産・営業する日本企業は多くないため関係ないと思いがちだが、この国の児童労働は世界の中でもとくに深刻な状況にあり、児童労働問題について理解する上では非常に有効なケースを提供している。

ネパールでは子どもが働くことが広く一般化しており、他の国に比べてもとくに「働く子ども」と「児童労働」の比率が高い。ネパールには3 つの「差別」があると指摘されている。カースト制（差別的身分制度）、ジェンダー（男女間の差別）、地域（都市対農村、平野部対山間部など）である。貧困もこうした差別とからみあって展開されている。しかし、ネパールの児童労働を調べていて感じるのは、4 つ目としてこの国には「子ども差別」が存在するのではないかと感じるのである。大人（社会）による子ども差別である。

児童労働は貧困によって起こる。ネパールの人口は 2700 万人で、一人当たり GDP は 642 ドル（2010/11 年度）である。国連開発計画（UNDP）の人間開発指数では、世界の開発途上国 187 カ国中、156 位となっている（2011 年）。国際貧困ラインである 1 日 1.25 ドル以下で生活する人の比率は 55％と過半数を占める。成人識字率は 59％である。

ILO は世界の 5～17 歳の子どもの児童労働者数は 2 億 1500 万人と発表している（2010 年）[1)]。世界の子どもの 7 人に 1 人が学校にも行かせてもらえず、強制的に働かされている状況となっている。この内アジア太平洋地域が約 1 億 1000 万人と最も多い。また、これら児童労働のうち約 1 億 1500 万人が危険で有害な「最悪の形態」の労働を強いられている。

ネパールの児童労働比率は後述のように、5 人に 1 人ときわめて高いことから分かるように、この国の児童労働問題はきわめて根が深いと感じる。子どもが働くことは当然とする「文化としての児童労働」が存在していると思われるからである。何故そうなったかは、もちろん貧困がそのベースにあることはいうまでもないが、米国でかつて黒人差別が当たり前であった時があったように、ネパールではその貧困の歴史の故に子どもを働かせることは当然という文化が形成、蓄積されてきてしまっ



http://www.iti.or.jp/

ているかのようである。

しかし、政府の政策や報告書、NGO の活動プログラムなどを見ていると、「児童労働」（child labour）という言葉があまり登場しない。「働く子ども」（working child）という言い方が圧倒的に多い。ネパールの児童労働問題を調べ始めると、この辺りからまず違和感が生じ始める。

本論に入る前に、ネパールの政治局面について少しだけ触れておく。1996 年に王制廃止と世俗国家の実現を目指してマオイストが武力蜂起し、10 年に及ぶ内戦を経て、2006 年に包括的和平合意が成立した。2007 年に公布の暫定憲法で行われた 2008 年の制憲議会選挙でマオイストが第一党となった。選挙後の制憲議会で王制が廃止され、この国は連邦民主共和国に移行した。現在は大統領が国家元首となり、首相が内閣を統括する仕組みへと変わった。しかし、その後は政党内および政党間の内紛と対立により憲法制定作業が進展せず、総選挙も直前になって中止となるなど、政治状況は混乱している。

今年（2013 年）11 月 19 日に制憲議会選挙を実施すると決定されているが、タライ地域（インドとの国境付近の平原地帯一帯）を拠点とする 12 の武装グループが統一戦線を組み、同選挙への不参加および阻止を決定しており、今回も再度中止・延期される可能性も高いとみる向きもある。他方、再選挙しても政治構造は変わらないのではないかと見る向きも多いなど、依然不透明である。

本稿ではネパールの児童労働問題について、前半ではネパール全体の状況を、後半では国際 NGO のプラン・ネパールのマクワンプール郡での取り組み事例を中心に紹介する [2)]。

## Ⅰ．ネパールの児童労働の実状

### １．児童労働の定義と世界の児童労働

国際労働機関（ILO）が国際条約で規定する児童労働の定義は以下のとおりである。

ILO はグローバル経済の社会的基盤の 1 つとなっている児童労働の廃止について宣言を行うと共に、IPEC（International Programme on the



http://www.iti.or.jp/

Elimination of Child Labour/児童労働撤廃国際計画）などの具体的な仕組みやプログラムを導入して児童労働廃絶に向けて取り組んでいる。宣言の主要なものとして、Conventions No. 138（子どもの就労最低年齢規定）およびNo.182（最悪の形態の児童労働規定）などがある。

「児童労働」とは、「原則15歳未満の子どもが大人と同じように労働する」ことである（ILO138号条約）。開発途上国については当該国の法律により「14歳未満」とする例外措置を認めている。

子どもが働くことについてすべて問題だといっているわけではない。ILOは「Child labour（児童労働）」と「Child work（子どもの仕事）」を使い分けている。「児童労働」は子どもの教育を妨げ、健康的な発達を妨げ（例えば農薬を素手で使う作業など）、心身に有害・危険なもの（危険な機械を使うなど）、搾取的・反人権的なもの（低い賃金、買春、債務労働、子ども兵士など）をいう。

他方「子どもの仕事」は、子どもの健康や教育に良い、子どもの年齢や成長に見合った家や田畑での手伝い、新聞配達など、健康的な成長を助け責任感や技能を身につけることができる仕事をいう。

さらに、児童労働の「最悪の形態」について、ILO182号条約で規定している。これには「18歳未満」の子どもすべてを対象としている。最悪の形態の児童労働として以下の4点を定義している。

①「奴隷労働またはそれに類似した行為」：債務労働（特定の債務に縛られ不特定の期間に渡って弁済するため労働）、武力紛争への強制的徴用、児童の人身売買など

②「性的搾取」：売春やポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用

③「不正な活動に児童を使用すること」：麻薬の密売・生産、犯罪の手引きや取引など

④「児童の健康、安全、道徳を害する労働」：危険有害業務、深夜業、坑内労働など

## ２．ネパールの児童労働

ネパール政府は2008年にはじめて本格的な労働事情の調査を行って



http://www.iti.or.jp/

おり、この時のデータを基に ILO は『ネパールの児童労働報告書』(2012 年）を出している [3)]。これが最新調査データであるので以下の統計は同書から主として引用する。

2008 年のネパールの 5～17 歳の子ども人口は 777 万人で全人口の 33%を占める。このうち 40.4%にあたる 314 万人の子どもが働いている。これは「働く子ども（working child）」と表現している。そして、この働く子どもの内 51%（160 万人）が「児童労働」のカテゴリーに入るとしている。つまり政府統計では、ネパールの児童労働比率は 20%、5 人に 1 人ということになる。さらに児童労働カテゴリーの内 62 万人の子どもが「危険な労働」のカテゴリーに入ると分類している。これは「児童労働」の子どもの 38.8%で、「働く子ども」の 19.7%、子ども人口全体では 8%である。

男女別にみると、「働く子ども」は全体では前述のように 40.4%であるが、女子は 47.6%、男子は 36.1%と差がある。「児童労働」比率では、女子の 24%に対し男子は 17.5%である。さらに過酷な児童労働では女子が半分以上を占めている。

同報告書では、ネパールでは数世紀にわたり子どもが働くことは広く一般化していること、とくに地方では子どもの社会化のプロセスとして通常のこととなっている、と報告している。農村地域では、家の田畑で親の指示に従い、子どもたちは常に働き、しかも長時間働き続ける。5～7 歳の子どもたちのほとんどは各家庭で料理、洗濯、簡単な修理、買物、兄弟の面倒などの、「支払いの伴わない家事労働」を行っている。この国の子どもたちは 11 歳の頃からすでに“大人と同じように”働き始めるという。

子どもたちが「働く場所」は農業が過半数を占め、次いでサービス、製造業と続く。ほとんどがインフォーマルセクターでの労働である。とくに農家での農作業と家事労働が多いが、工場では絨毯（カーペット）織り、炭坑夫（坑内労働）、砕石工、煉瓦工、衣料品縫製、紅茶・コーヒー・さとうきび・塩・冷凍野菜や魚介類などの生産、サッカーボール、花火の製造、それに荷物担ぎ、道路建設、バス運転手助手、レストラン・



http://www.iti.or.jp/

ホテル・喫茶店の皿洗い、中産階級から裕福な家庭の召使、ごみあさり・くず拾い、路上の商い、さらに買春やポルノ産業に追い込まれたりする。また後述のように、とくに子どもの人身売買がこの国では依然盛んである。

児童労働によって子どもたちは、長時間労働を強いられ、過重なものを運び、性的搾取の危険性に直面している。学校に行けず、十分な食べものを与えられず、医療も受けられず、虐待をうけている。児童労働によって、栄養不良、幻覚症状、打撲傷、背骨の変形などが起こる。タバコ農園で働く子どもたちは、1 日に平均的なタバコ 50 本分に相当するニコチンを皮膚から吸収しており、深刻な健康被害を受けている。マオイストなどによる反政府運動が活発であった頃には、男子は子ども兵士として徴用されたりもした。

同報告書からさらにネパールの子どもたちの状況を紹介すると、子どものいる世帯で、照明用の電気（電灯）にアクセスできる世帯比率は54%、34.2%はガス、灯油などに依存している。但し、都会地域では92%の世帯が電気にアクセスできるが、地方（農山村地域）では48%である。安全な飲み水にアクセスできる子どものいる世帯は 42%で、41.2%は手動ポンプ式鑿井井戸からとっており、10%弱が依然として雨水や泉からとっている。

教育についてみると、学校に全く行ったことのない子どもは 9%で、59%は小学校を終えておらず、21%のみが小学校を卒業している。そして中学校（高校を含め）以上に進んでいるのは 3.4%に過ぎない。学校に一度も行ったことのない子どもの過半数は女子である。中でも働く子どもの女子の 15%が学校に行ったことがない。

以上を整理すると、ネパールの 5～17 歳の子どもたちは、54%が働くことなく学校に通学しているが、40.4%の子どもが働いている。働いている子どものうち 79%は学校に行ったことがあり、21%が学校に行ったことがない。しかし、学校に行っても小学校を卒業するのは 21%と極めて少ない。児童労働のみならず、教育も深刻な状況にあるといえる。



http://www.iti.or.jp/

## ３．文化としての児童労働

児童労働は前述のように、①貧困によって起こるが、さらに②教育や社会的保護などの基本的なサービスへのアクセスの欠落、③親やコミュニティの認識欠如、④政府の明確な政策や具体的計画の欠如によって起こる。そうした現地側の理由のみならず、⑤児童労働は先進国との国際競争の激化でも起こる。コスト競争が激しくなると大人を解雇して子どもを雇用し、しかも強圧的に長時間働かせ労働コストを大幅に削減しようとするからである。

ネパールの児童労働の特質としては、①古くから子どもは家族を助ける貴重な労働力と考えられていること、②両親が就学経験に乏しく、子どもの教育に対する理解が欠如していること、③インドや中東への人身売買、④少数民族に対する差別、⑤債務労働としての「カマラリ制度」が依然残っていることなどが指摘されており、これらが児童労働問題を深刻化させている。

ネパールの児童労働を調べていると、この国の子どもたちは世界でも最も過酷な状況におかれているのではないかと感じる。先にこの国には 4 番目の差別として「子ども差別」があるのではないか、そして「文化としての児童労働」があると感じられると書いたが、その理由は、以下のような制度的・文化的要因が依然強く残っているためである。

### （1）少ない出生登録

子どもが生まれても出生登録をする親はまだ多くない。ネパールの子どもの 3 分の 1 が出生証明書を持っているだけで、3 分の 2 が出生登録されていない。政府は 2010 年までに包括的な登録達成を目指してきたが、あまり改善しなかった。出生登録制度について親が知らないこと、政府の仕組みが整っていないことが主たる原因とされている。

出生登録の促進は NGO の重要な活動の 1 つである。後述するプラン・ネパールでは登録にあたってのソウフトウェア・プログラムの開発を行い、登録しやすいようなシステム導入を図っている。また、女性のエンパワーメントを図る活動では、女性たちが「市民登録」の促進を運



http://www.iti.or.jp/

動の重要な柱としている。村の主婦たちのワークショップでは、目標に「市民権登録」をすると書いてあった。これも出生登録のない女性たちが正式なネパールの市民として再誕生するために重要な手段となっている。

### (2) カマラリ制度――女子の債務労働／強制労働[4)]

家事労働者として金銭あるいは物と引き換えに女の子が売られていく慣習が何世代にもわたって存在してきた。土地を持たない貧しい小作人は地主から生活のための借金をし、それが溜まり子ども（少女）を家事労働者として売らざるを得ない慣習が出来上がっていき、奴隷制度的なものへ進展してきたもので、ネパールの土地問題に起因する。とくにネパール西部で多く、しかもタルー（Tharu）族あるいはタライ地域（西部平原）に多いという。

実質的な少女強制労働制度で、債務奴隷である。6～8 歳で口約束で地主や仲介業者に売られ（5000～7000 円ほどという記述もある）、地主やビジネスマンの家や一般の家庭に住み込み、家事手伝いや農作業をさせられる。彼女らは早朝から夜遅くまで、1 日 18～19 時間奴隷のごとく働き、賃金などもらえるものはなく、1 日 2 食のみのわずかな食事が与えられるだけである。しかも日常的にオーナーから肉体的あるいは口頭で精神的な暴力と虐待を受け、さらに多くの場合性的虐待も加わる。

政府は 2000 年にこの制度の廃止を宣言（10 項目協定）し、奴隷解放のごとくカマラリの人々は自由の身となり解放されたが、その後もあとを立たず行われてきている。2000 年当時は約 1 万 4000 人の自由を奪われたカマラリ少女がいたといわれ、そのうち 1 万 1000 人は家に帰ったり、リハビリを受けたり、ホステルで生活するようになったという（当時カマラリは約 3 万 7000 人いたという資料もある）。

また、2006 年には最高裁判所がカマラリを違憲とし、違法とした。しかしユニセフによれば、それでもなお現在もカマラリは通常通り行われ続けていると報告している。2012 年からこの最悪の児童労働を 2016 年までに撲滅するための基本計画が導



http://www.iti.or.jp/

入され運動が展開されている。この運動の一環として 2013 年 6 月には、家事労働に従事している最中に死亡した 6 人、行方不明となった 27 人、妊娠した 11 人の女の子について政府の調査を求める抗議行動として 70 人の女性の座り込みが首都カトマンズで行われた。この抗議行動に対して警察が過剰対応し、転倒して意識不明となったり骨折などで 6 人の女性が被害を受けるという事件が、筆者のネパール訪問の直前に起きていた。

### (3) 早すぎる結婚

ネパールの結婚適齢期は 13～15 歳とされている。女子の 52%が早く結婚させられている。結婚の時には女性が持参金をもってくる慣行となっている。結婚年齢が下がってきた背景にはいろいろあろうが、その 1 つとして、子どもが成人になると、相手がもってくるお金は子ども(夫)のものとなってしまうので、子どもが小さいうちに結婚させることによってお金は親が使えることになるからだという話しを現地で聞いた。

### (4) 人身売買――とくにインドと中東ガルフ地域の性産業へ

ネパールは少女の人身売買が依然として組織的に行われ続けている国として知られている。主としてインド、それに中東（ガルフ諸国）への性産業やサーカス、未熟連の危険な仕事をさせられている。政府は人身売買を絶滅するためのナショナルプラン（National Plan of Action for Anti-Human Trafficking）を策定し、取り組んでいるが、実効性が伴わず依然組織的に続けられている。その過酷な少女たちの実態とそれに取り組む NGO たちの活動については、長谷川まり子『少女売買－インドに売られたネパールの少女たち』(光文社、2007 年）に詳しく紹介されている。

### (5) 女性への家庭内暴力

男（とくに夫）による女性と子どもへの家庭内暴力が多いことが問題となっている。政府は 2009 年に家庭内暴力（DV）法を導入しているが、実効性は上がっていないようである。

### （6）少年兵

10 年以上に及ぶ人民戦争も児童労働を増やす要因となった。内戦を通して少年兵として徴用された子どもたちがいる。また、地方に住んでいる人々は戦火に巻き込まれ、内戦の犠牲になることを恐れ、子どもを都会に出したいと思うようになり、その結果、こうした子どもたちは労働市場に送り込まれることになり、さらに最悪の形態の児童労働に就くことになったと指摘されている。

### （7）学校の中途退学

子どもが学校を中途退学する理由としては、①働いているため、②学費が払えない、③家事労働のため、④両親が学校に行くことを望まない、⑤女の子だから、⑥学校に行きたくない、⑦結婚のため（前述の早すぎる結婚という風習）、などがあげられている。

ネパールでは 3～5 歳の半分が就学前教育（幼稚園）を受けられるに過ぎない。小学校への入学登録率は94%だが、卒業する子は多くない。中学校低学年では 57%、中学校全体では 37%と低くなる。中学校を含め高等教育に進むものは極めて少ない。

ネパールはまだ義務教育制ではない。先進国では義務教育を受けさせない親に対しては罰則があるが、この国では教育年齢に達した子どもを学校に行かせなくても親が罰せられる法律はない。但し 1977 年に小学校の教育無償制度を導入している。教科書の無料配布もかつては小学校低学年のみであったが、現在は小学校 5 年までに拡大されている。これにより就学率や進学率は向上したが、農村部や山間部での教育普及は遅れており、地域間格差の問題の 1 つとなっている。

かくしてネパールの識字率は、男性は 71%だが、女性は 43%である。また 6～14 歳の男子の識字率は 49.8%、女子は 15.6%という [5)]。この格差がこの国のジェンダー差別と格差を如実に示している。

こうしたこの国の子どもたちが置かれている特殊性を考慮すると、次第に「児童労働」という狭い言葉ではなく、この国の子どもの半分を占める「働く子ども」の待遇改善というとらえ方からアプローチしていく



http://www.iti.or.jp/

必要性が納得できるようになる。後述するネパールの働く子どもの問題に取り組む代表的な NGO である CWIN の担当者は、「児童労働の絶滅といういい方は、子どもを働かせるべきではないという言い方に受け取られかねず、慎重になっている」と述べていた。そもそもネパール経済にとって重要なインフォーマル経済は子どもたちの労働に大きく依存しており、子どもの労働は悪である（児童労働）というアプローチでは経済破綻を招きかねないし、人々の賛同や参加を得られにくいと述べていたのが印象的だった。

なお、上記のような理由から、この国には社会的に大人による「子ども差別」があるのではないかと書いたが、それは家族の中で親子の情愛が薄いなどと言っているわけでは全くない。後で「子どもクラブの子どもたちの声」で紹介するように、働く子どもたちの思いを聞くと、いずれも当然ながら、親子の情愛に強く溢れるものであった。

## ４．ネパール政府の児童労働政策と実効性

ネパール政府は児童労働を禁止する ILO の一連の国際条約を批准している。また、国内的には 1992 年に児童法を導入し、14 歳以下の子どもの労働（児童労働）を禁止している。規定年齢以下の子どもを雇用した場合には 3 カ月以内、危険な労働や子どもの意志に反して働かせた場合には 1 年以内の禁固を規定している。また、1999 年改訂の児童法では、性的虐待などの虐待や麻薬やアルコールの販売・流通等をさせることなどはとくに禁止することで罰則の強化を図っている。

さらに政府（労働運輸省）は、2004 年に児童労働問題に取り組む「児童労働ナショナル・マスタープラン」を策定している（『National Master Plan on Child Labour［2004-2014］』）。このマスタープランで「ネパールにおける最悪の形態の児童労働」として、①債務労働、②ゴミ収集（ゴミ漁り）、③荷運び人（ポーター）、④家事労働（都市部）、⑤鉱山労働、⑥絨毯部門、⑦人身売買、をあげてい



http://www.iti.or.jp/

る。

また、同マスタープランでは、最悪の形態の児童労働は 2009 年までになくし、その他の一般的な形態の児童労働は 2014 年までになくすという目標を設定していた。そして、これに取り組む行政上の仕組み（システム）も構築した。その他に政府は、前述のように 2000 年（2001 年施行）にカマラリ労働を禁止する方針を明確にし、カラマリ少女たちを解放する政策をとった。さらに 2006 年に最高裁はカマラリを有罪（違法）とする判決を下している。

しかし、2009 年までに最悪の形態の児童労働をなくすとするマスタープランはまったく実行されなかった。そのためか、翌 2010 年には「児童労働禁止ガイドライン」を策定している。また 2012 年 5 月には、児童の人身売買に取り組むための『ナショナルプラン』（National Plan of Action against Human Trafficking）も策定し、スタートさせている。

2004 年のマスタープランでは、働く子どもの問題については、児童法（1992 年）に基づいて設立されている「女性児童社会福祉省」の中の「中央児童福祉委員会」（Central Child Welfare Board、以下 CCWB）を通して行っていくこととした。CCWB は児童福祉や子どもの権利保護に取り組むための組織として設立されているもので、働く子どもの問題への取り組みもこの仕組み（システム）を通して施行していくことになっている（Board を「局」と訳している資料もあるが、統合機関なのでここでは「委員会」と訳した）。

ネパールの行政区は、5 つの開発地域（Development Region）に整理されているが、行政区としては、75 の郡（District）（日本の都道府県にあたる）と、その下部に 58 の市（Municipality）と 3915 の村（Village）がある（村は市の下部地区ではなく、郡の下部行政）。また、市の下部には「Ward（区）」、さらに「Tole」がある。これらは市の小区画を示す言葉で行政システム（役所）があるわけではない。なお、以下に「コミュニティ」という言葉も使うが、これは行政区分とは関係なく、フィールドでのグループあるいは地域社会を示す言葉としてここでは使用している。

CCWB の下部行政機関として、各



http://www.iti.or.jp/

郡には郡児童福祉委員会（District Child Welfare Board、以下 DCWB）が設置されている。そして、さらにその下部行政システムとしての 58 の市（Municipality）と 3915 の村（Village）に各々 児童保護委員会（Municipal/Village Child Protection Committee、以下 CPC）を設置することになっている。この 3 段階の委員会による行政的連携で対応するという仕組みになっている。

子どもの問題を扱う政策施行システムとして、このような行政システムは一応構築されている。しかし、「資金（予算）不足と熱意不足によって、郡以下の地方システムはほとんど機能していない」と NGO の CWIN（後述）の児童労働問題担当者は述べていた。

中央政府の担当省である「女性児童社会福祉省」と「労働運輸省」とその施行機関である CCWB（中央児童福祉委員会）は、十分な調整能力と機能をもっていないのが実状である。CCWB は各郡でどのように取り組んでいるかモニタリングする権限はもっているが、それを実施できる資源もメカニズムもない。さらにインフォーマルセクターをカバーしていない。児童労働や違反への刑罰法も国際基準に達していない。労働運輸省は 2014 年までに児童労働を廃止するという目標を立ててきたが、その達成の見込みは全くない、と語っていた。

中央政府は子どもたちの参加による政策立案を行おうということで、女性児童社会福祉省は CCWB を通して「子どもクラブ」（後で紹介する）のリスト化を進めていたが、これも政争の具となってしまい中断してしまったという（「プラン・ネパール長期活動方針 2010-2015」から）。

CCWB には独自予算が少ないため、郡の DCWB までほとんど予算が回らず、ましてや市や村の CPC までは届いていないため、実質的な活動が伴っていない状況にある。

各市および村も子どもの保護と権利の促進を行う児童保護委員会（CPC）を設置することになっているが、実際に設置されている自治体は依然限られているようである。郡レベルの DCWB は 9 年前から設立が進められてきたが、市や村レベルでの CPC は 5 年前から政府の指導でや



http://www.iti.or.jp/

っとつくられるようになってきた。従って、まだ設立されていない行政区もある。あるいは設立されていても十分に機能していない状況にある。

つまり、予算がないため実効性は郡とその下部の市と村の委員会のやる気にかかっているということになる。そして郡や市・村の委員会のやる気（実効性）を引き出すのは実に「NGO」にかかっているのである。それだけ NGO の取り組みが重要な意味をこの国ではもっていることをいくら強調しても強調し過ぎることにはならないであろう。例えば積極的な市や村では、NGO と連携して児童労働を追放するアクションプランを採択しているところもある。

## Ⅱ．NGO の取り組み――プラン・ネパールの事例

### １．児童労働に取り組む NGO

ネパールの児童労働問題への取り組みは、現場では NGO に依存しているのが実態である。ネパールで活動している子どもの保護に関わっている NGO は 50 を超えている（注 5 のプラン・ネパール資料より）。

この国で働く子どもの問題に取り組んできたパイオニア的団体で、現在も中心的な存在として活動している NGO は CWIN（Child Workers in Nepal Concerned Center）である。1987 年に学生たちによって設立され、アドボカシーNGO として、児童労働、ストリートチルドレン、児童虐待、児童の人身売買などの問題に対し最先端で取り組んできた。

90 年代末に児童労働に取り組む国際キャンペーンとなった「グローバルマーチ」運動においても、インドの NGO と共に中心的な役割を担った。とくに政府に対して働く子どもの問題に対する政策の導入を働きかけ、成果を上げてくると共に、児童労働の中の子どもたちの救済のための取り組みも行ってきている。CWIN は、政府からの委託で、チャイルドヘルプ・ラインを運営している。働く子どもたちの相談に乗る他、緊急性の高いと判断した場合には子どもの救出、保護も行う。

CWIN は設立以来働く子どもたちについての調査をしばしば行ってきた。最初は 1989 年であるが、1992



http://www.iti.or.jp/

年には家族やブローカーによって奴隷労働の状態に置かれている子どもたちの調査を特定地域で行っている。また 1999 年のネパール南部のタライ地方で児童労働がとくに多いとみられたことから、この地方のいくつかの特定地域について児童労働の調査を行った。この調査がこの国で児童労働について初めて行われた調査であった（報告書公表は 2001 年）[6]。タライ地方はインド国境に接していることから、インドの企業が安い労働力として子どもを雇用していること、タバコ産地で児童による家庭内労働（内職）としてタバコ製造を請け負っていることなどが明らかとなった。さらにタライ地区では、男女の識字率にも大きな差があることが分かった。6～14 歳では男子が 49.8% であるのに対して、女子は 15.6%、15 歳以上では男子 46%、女子 9.2% と異常な格差となっている。

CWIN はこうした調査報告書を通じて政策提言を行ってきており、児童労働法の導入、国民の意識の向上への取り組み、包括的なシステムの導入を提言してきた。また NGO に対しても、南アジアの NGO とのネットワークの形成、国際人権運動との連携などを提言している。

プラン・ネパールは全国（政府）レベルでの取り組みでは CWIN と協働しているが、活動地域によって地域の NGO とパートナー関係を構築している。モラング地域では「FORHEn（Forum for Human Right and Environment）」、スンサリ地域では「UPCA（Under Privileged Children Association）」、そしてマクワンプールでは CWS（Child Welfare Society）などである。CWIN とパートナー（協働）プロジェクトをもっている団体は、プラン・ネパールを含め多くあるが、日本の NGO ではシャプラニールが児童労働問題で組んでいる。このプロジェクト（2011～13 年）は、CPC（市・村レベルの児童保護委員会）が未だ設置されていない 3 つの市行政内（カトマンズ盆地内の３市カトマンズ／ラリトプール／バクタプール）で児童労働への認識向上を図るため、子どもの権利に関する広報活動を行うもので、具体的には小規模レストランや茶店などを対象に一般市民および雇用主への啓発活動として、広報ポスターの掲示などを



http://www.iti.or.jp/

実施している。

なお、ネパールでの児童労働への取り組みは NGO が主役を担っているが、CWIN の担当者によれば、NGO も依然手がつけられないでいるのが「地方の遠隔地」（remote rural）であるという。

## ２．プラン・ネパールの取り組み

国際 NGO プラン・インターナショナルの前身は、1937 年に戦災孤児救済を目的に設立されたフォスターペアレンツ・プランである。70 年代に活動の変革を踏まえ現在の名称となった。開発途上国の子どもの問題を中心に、教育、保健・医療、生計、子どもの権利などの各分野で取り組んでいる。現在プランがとっている活動手法は「子どもとともに進める地域開発」（CCCD ＝ Child Centered Community Development）で、現在のスローガンは、「子どもの貧困を終わらせるための子どもの権利の促進」である。

プランの構造は、寄付を集めて支援する側の国は 22 カ国で、活動対象国として世界 50 カ国で支援活動を行っている。日本のプラン・ジャパンは 83 年に設立されている。類似の取り組みをしている国際 NGO としては、ワールド・ビジョン、セーブ・ザ・チルドレン、等々がある。

プラン・ネパールの職員数は 244 人（2012 年度末）、全国 6 カ所に事務所があり、訪問させていただいたフィールドのマクワンプール郡の事務所には 41 人が配置されている。

プランが現在国際的に展開しているキャンペーンは「Because I am a Girl（BIAAG）キャンペーン」（2007 ～16 年）である。このキャンペーンは、前述でお分かりのように、ネパールで最も追いやられているのは「子ども」であり「女性」、つまり少女をターゲットにしたもので、実はネパールの実状から発想したキャンペーンである。

プラン・ネパールのマクワンプール現地事務所が児童労働への取り組みとして実施しているのが、「HOPE」プロジェクトである。「過酷な状況で働く子どもたちに『希望』（HOPE）をもたらす」プロジェクトという名称である。

マクワンプール郡のヘタウダ市（Hetauda）で取り組まれている



http://www.iti.or.jp/

HOPE プロジェクトによる働く子どもたちに関する調査（2009 年）によると、ヘタウダ市の働く子どもたちの状況は表のとおりであった。

働く子どもは合計 658 人で、女性が 141 人、男子が 517 人である。マクワンプール郡の唯一の市行政区であり、この辺りでは一番大きな町（街）となっているため、男子が多いのだと思われる。年齢別では、6～14 歳が 359 人（男子 269 人、女子 90 人）で、14 歳以下の労働は国際的には児童労働である。15～16 歳は 246 人（男子 205 人、女子 41 人）、17～18 歳は 53 人（男子 43 人、女子 10 人）である。

**表：マクワンプール（ヘタウダ市）の働く子どもの職種［2009 年調査］**

| 労働セクター | 女性 | 男性 | 合計 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 1：家事労働 | 51 | 70 | 121 | 18.38 |
| 2：ホテル/レストラン | 52 | 75 | 127 | 19 |
| 3：輸送関係 | － | 81 | 81 | 12 |
| 4：ガレージ | － | 56 | 56 | 9 |
| 5：道路舗装 | － | 54 | 54 | 8 |
| 6：工場労働 | 8 | 43 | 51 | 8 |
| 7：マジシャン | － | 10 | 10 | 1.51 |
| 8：絨毯 | 8 | 32 | 40 | 6 |
| 9：パン焼き | － | 1 | 1 | 0.15 |
| 10：床屋 | － | 1 | 1 | 0.15 |
| 11：ポーター（荷運び） | － | 2 | 2 | 0.3 |
| 12：洗車 | － | 8 | 8 | 1.2 |
| 13：カート引き | － | 14 | 14 | 2.12 |
| 14：砕石 | 5 | 16 | 21 | 3 |
| 15：水売り | 4 | 11 | 15 | 2.27 |
| 16：力車運転 | － | 6 | 6 | 0.91 |
| 17：小売店 | － | 12 | 12 | 2 |
| 18：ストリートチルドレン | 13 | 25 | 38 | 6 |
| 合計： | 141 | 517 | 658* | 100 |

＊この内 15%が 14 歳以下

出所：プラン・ネパール



http://www.iti.or.jp/

なお、Hope プロジェクトはマクワンプール郡ヘタウダ市を含む 4 地区のみで実施されているもので、プラン・ジャパンはこれに支援を行っている。プラン・ネパールとしては他の地域でも同様の仕組みによる取り組みを行っているが、全国的に実施しているわけではない。対象範囲を広げられるかどうかは、プラン・ネパールへの寄付の規模にかかっている。もっと資金があればもっと多くの子どもが救われうることになる。

### 〔プランの取り組みの総合性・包括性〕

プラン・ネパールは子どもの保護について、中央政府、郡、市・村、そしてフィールドである地域コミュニティの各レベルに対して総合的・包括的に取り組んでいる。まず中央政府・CCWB（中央児童福祉委員会）への働きかけはアドボカシーが中心となるが、前述のネパールの NGO の CWIN 等とパートナーを組み、政策提言や全国イベントの実施などで連携して取り組んでいる。

プラン・ネパールの活動は子どもの保護が中心的課題であるが、それに取り組むためネパールの実状に対応して総合的・体系的・戦略的な取り組みを行っている。それらは保健（妊産婦、子どもの病気、栄養、家族計画等）、教育（初等・中等教育、職業訓練等）、生計向上（マイクロファイナンス、若者の雇用促進、水供給等）、子どもの保護（人身売買、早すぎる結婚への対策・持参金、ストリートチルドレン、女性に対する暴力、子どもの権利、働く子ども・児童労働、子どもクラブ、子どもメディア等）、子どもの防災（リスク対策、気候変動等）、などである。

マクワンプール郡ヘタウダ市の「働く子ども・児童労働」へのフィールドでの取り組み状況について、プラン・ネパールのケースを紹介する。ヘタウダ市はマクワンプール郡における唯一の市（Municipality）である。郡には前述の DCWB（郡児童福祉委員会）が設立されており、ヘタウダ市には MCPC（市児童保護委員会）が設立されている。MCPC は郡 DCWB と協力して（指導を受けて）取り組む形となっている。

また、マクワンプール郡の DCWB は DCWB 独自に活動するのではな



http://www.iti.or.jp/

く、郡行政の統括的な委員会である「郡開発委員会（District Development Committee）」の中の 1 機関として活動しているようで、実態的には DDC との連携が中心となっている。

プランのマクワンプール支部では、働く子どもおよび児童労働への取り組みとして、以下のような体系的な仕組みを構築して取り組んでいる。

### （1）自治体の行政および経済界への取り組み

①自治体職員・議員等への広報・政策提言――市・村の CPC（児童保護委員会）委員へのオリエンテーション／ワークショップを行う。これはアドボカシー活動として行われており、その成果として、マクワンプール郡議会は 2015 年までに「最悪の形態の児童労働廃止ガイドライン」を採択し、2015 年までの各市・村での行動計画を策定した。

②商工会議所／雇用主への広報・オリエンテーションを実施

③コミュニティへの広報活動――子どもがホストとして出演する FM ラジオ放送を企画・実施しており（後述の子どもクラブなどで企画作成）、各種のイベント、署名運動、パンフレット作成・配布、キャンペーンなどの広報活動を展開している。

### （2）子どもの救出体制

プランはマクワンプール郡でのコミュニティ（フィールド）活動においては、児童労働問題の NGO である BASE（Backward Society Education）や CWS（Child Welfare Society）をパートナーとして連携している。マクワンプール郡では CWS とパートナーを組んでいる。かつてはフィールド活動でも CWIN をパートナーとしていたが、地域（コミュニティ）イニシアチブ方針を取ることとし、この地元の NGO に切り替えたという。

プランは子どもの救出、監視のための委員会（Rescure & Monitoring Committee）を設立すると共に、地区の労働委員会、警察、学校、商工会議所、等々と協働しつつ進めている。

児童労働の現場訪問などを注意深く行い、必要に応じて救出している。



http://www.iti.or.jp/

救出チームでは関係者と救出プロセスのオリエンテーションを実施し、注意深いアプローチを欠かさないようにしている。

救出後は、「子どもリソースセンター」においてさまざまな対応を行う。子どもに対しては社会心理的カウンセリングの実施、両親（家族）とコンタクトを行い、親のカウンセリングも行う。児童労働の子どもはまずは親の元に返すのが目的だからである。さらに雇用主へのオリエンテーリングも実施する。

また、日常的にはプランやパートナーの CWS のスタッフが働いている子どもたちに「子どもリソースセンター」に遊びにくるように声掛けも行っている。スタッフは救出というよりも、子どもたちが自主的に子どもリソースセンターに来るよう声かけを常に心がけている。

センターでは、読み書きを習ったり、遊んだり、休憩もできる。子どもたちが心身ともに安らぐことができる場を提供し、彼らが劣悪な労働環境から抜け出すきっかけを作るためにセンターを運営している。しかし、労働時間の長い彼らはなかなかセンターに行くことはできない。そうした場合は、センターのスタッフは実状を調査するため子どもが働いている現場に出向き調べる。

その結果、マクワンプールでの事例ではないが（プランの資料から）、ホテルで就業年齢に満たない子どもを 5 人発見した。子どもの権利を無視した最悪の形態の児童労働であることを確認すると、スタッフは子ども 5 人をホテルから救出して保護施設へ収容し、カウンセリングを受けさせた。子どもの状況を聞いた母親は息子をすぐに自宅に呼び戻し、休養させたおかげで彼らは快復していった、というケースもある。

### （3）子どもリソースセンターの役割

働く子どもや児童労働の子どもたちの救出後の包括支援センターである。事務所としては 10 時～5 時の間運営（オープン）している。

子どもたちが自由に訪問できる場所となっており、自ら訪れてきた子どもたちの受入れも行う。子どもたちはそこで遊び・スポーツ・勉強・入浴・洗濯・休憩、等ができる。精



http://www.iti.or.jp/

神的リハビリの場であり、礼儀などを含め「ライフスキル教育」（Life Skill Education Class）や人権教育、学校教育へ参画できるよう補習教育も行う教育の場である。マクワンプール郡で 6 カ所運営している。運営はプランと CWS が行っている。

ここで最も重要なことは、後で述べるように、リソースセンターで補習教育を行い、子どもたちが正式に入学登録（入学）できる準備の場となっている点である（ネパールでは 5 歳になるとグレード 1 に入る）。さらに 15 歳になると職業訓練や起業へと支援する場でもある。

### (4)「子どもクラブ」（Child Club）の役割

NGO が実施する児童労働などへの取り組みにおいて、国際的に近年注目を浴びかつ熱心に取り組まれているのが「子どもクラブ」である。子どもたち自身によるリハビリの場であり、人権教育の場であり、大人世界への発言の場として大きな成果をあげている。

子どもの参加の促進は子どもクラブの活動が中心となる。2012 年 6 月現在、プランは全国で 1544 の子どもクラブを設立し、6 万 2211 人以上の子どもの参加を得た。この 6 万 2211 人の内半分は女子である。女子は子どもクラブの会長のうち 30％を占め、会計担当の 64％、事務局長役の 32％を占めている（プラン・ネパール年次活動報告書）。

これら子どもクラブの運営状況をみると、このうち 40％はよく運営されており、35％がまあまあ、24％が弱い感じであるという。各クラブはさまざまなテーマでのイベントを開催しており、2012 年度だけでも 365 件のイベントが行われた。こうした子どもたちの声は次第に注目され始めており、地方自治体ではこの子どもたちの声を認識し、コミュニティや学校の委員会などでも意見を述べられるようになってきており、子どもの権利の推進に予算を拠出した自治体もある。

マクワンプール郡ではプランは 26 カ所運営し、現在 520 人の子どもが参加している。1 つのクラブの人数はほぼ 17～25 人で構成されるようにしている。クラブ（会合）の開催は毎月 1 回ほどである。



http://www.iti.or.jp/

子どもクラブには2つのタイプがある。1 つは学校が運営するクラブで、学校の中に設置され、先生等が運営しているもの。もう1つはコミュニティレベルのクラブで、これはプラン/CWSなどのNGOが直接運営しているものである。

子どもクラブの役割は、第1に同じ境遇の子どもたち同士による助け合いをもたらすことである（peer group mobilization）。例えば早すぎる結婚への考え方やそれに直面している子どもへの説得は、子ども同士の説得性による効果は高い。第2に子どもの権利教育の場として、子どもたちの目覚めとその波及効果は大きいものがある。第3に大人社会や政治社会への影響力も大きい。子どもたちがグループを作っての主張は、大人（親も政治家も）は無視するのは難しく、影響力をもつ。

子どもクラブは原則子どもたちの自主運営である。しかし成人によるファシリテーターの役割も重要で、リーダー養成研修を行っている。子どもクラブは法的規定のあるものではなく、NGOが活動として生み出し取り組んでいるものである。またとくにコミュニティ型の子どもクラブでは、その運営はここで育った子どもの先輩がトレーニングを受けファシリテータとなって運営を引き継いでいるものも多いという。また、例えばカマラリの少女たちの場合は、子どもクラブとは別に、少女だけの「ガールズクラブ」を設立する場合もある

なお、働く子どもの比率は前述のように40.4%であるが、その内全国の子どもクラブに参加している子どもは 3%程に過ぎないと、プランは報告している（プラン・ネパール長期活動方針2010-2015）。

### （5）教育支援活動

子どもリソースセンターでは、働かされることによって失った教育機会を取り戻すため学校での授業についていけるよう特別教育（補習学習クラス＝Flexible Education Class）を設けている。ここで小学校への入学レベルの学力を養い、入学していく。

また、入学にはやはりお金が必要なので、奨学金・学用品支給（教材、カバン・文房具・辞書等や制服など）を行っている。



http://www.iti.or.jp/

### （6）職業自立支援

リソースセンターでは 15 歳以上になると職業訓練プログラムを提供するため、職業訓練・起業支援（Vocational Skill and Start-up Support）を行っている。また職業安全・健康支援の一環として、ネパールの労働法、危険な仕事などについての情報提供も行っている。この職業自立支援プログラムから多くの子どもたちが起業をはじめ、巣立っている。

### （7）貯蓄制度（Flexible Saving Scheme）

子どもたちが働いたお金を貯蓄する制度を設けている。この貯蓄制度は自立精神の涵養のためにとても重要なものとなっている。また、貯蓄のための帳簿付けなどの研修や適切な運営への指導も行う。

プランのヘタウダ市での活動実績報告（2013 年 6 月末時点）によると、この 1 年間に、①働く子どもたちのための「子どもリソースセンター」（3 カ所）に来た子どもは 872 人（内男子 617 人、女子 255 人）、②コミュニティ（村）の 193 の子どもクラブとヘタウダ市の 26 カ所の子どもクラブに参加した子どもの数は合計 1 万 2545 人、③子どもクラブで実施したイベントは 171 件（絵描き、詩の作成・朗読会、スピーチコンテスト等）、④子どもクラブの運営トレーニングの開催 2 回、⑤郡内での児童労働会議の開催、⑥全国児童労働会議への参加、⑦全国子どもクラブネットワークとの連携、等々があげられている。

このようにプラン・ネパールは、働く子ども・児童労働への取り組みとして、救出から教育、仕事への自立へと、”包括的・体系的な支援システム”を構築しているといえる。

包括的・体系的という意味は、児童労働への取り組みにおいて、子どもたちのみならず、親たちへの教育もさまざまな形で他の成人プログラムの中にも組入れて実施している。現地の村を訪れ、「女性のための行動変容プログラム」（Behavior Change Program）で、地域の主婦たちによるワークショップを見学させてもらったが、この時の内容は児童労働問題のワークショップであった。



http://www.iti.or.jp/

紙芝居の絵を1つずつ見ながら話し合うのである。この日は5枚の絵が使われていた。いずれも児童労働に関する絵であった。話し合う中で、児童労働とは何か、何が問題か、そして児童労働を見つけたらみんなで協力して阻止しましょうということに納得する。これは女性のエンパワーメントのプログラムの一貫だが、児童労働の絶滅には何よりも親の理解こそが重要だからである。

〔「子どもクラブ」の子どもたちの声〕

小学校にある子どもクラブの会合に参加させてもらい、働いている子どもたちから話しを聞く機会があった。全体で22人のメンバーがいるが、この日集まってくれたのは16人（男子は5人、女子11人）であった。16人中14人はこの小学校に通学しており、2人はリソースセンターで正式入学のための「補習教育プログラム」を受けている。学校に入学している子は制服を着ており、普通の服を着ている2人の子が補習教育プログラムを受けている子であった。

■Aさん――クラブ代表（会長）（女性）――7年生で、家計を助けるため野菜売りをしていた。忙しくて学校に通学することはできなかった。両親が喧嘩に巻き込まれ、怪我をしてしまうなど状況はさらに厳しくなった。稼いだお金は両親の薬代に使っていた。自殺しかけたこともある。プランのHOPEプロジェクトに出合い、カウンセリグを受けた。奨学金をもらい、通学を続けることができている。子どもの保護に関するトレーニング、児童労働について学び、貯蓄プロジェクトにも参加している。ラジオプログラムに参加し、子どもの権利のために発言している。クラスでの成績は53人のクラスで2番目。将来医者になりたい。

このAさんのみならず、以下の子どもたちも同様に、瞳がキラキラ輝き、美しくかわいらしい姿をしているが、話しの途中で突然涙が吹き溢れてくる。過去を振り返ると胸に込みあげ溢れ出る涙なしには語ることができない。気持ちを調えることもすぐにはできない。

■Bくん――副会長（男子）、7年生。以前はお店で働き、両親にお金を渡



http://www.iti.or.jp/

していた。学校も行けず、読み書きができなかった。学校の先生からこのままでは学校に入れないといわれ泣いた。字が読めなかった。入学するにもお金がかかる。

両親から子どもクラブに行くようにいわれた。今では、奨学金をもらい通学できている。さまざまなトレーニング受けた。貯蓄制度の帳簿の付け方も習った。朝 3 時～5 時まで毎日新聞配達をしている。観光ガイドもしている。今はとても幸せで、作文コンクールでも入賞した。僕にとってみなさんは第 2 の両親です。将来歌手になりたい（後で彼は見事な声で『Baby』を歌ってくれた）。

■C さん（女子）――子どもクラブでは会計担当。5 歳の時に家事労働者（カマラリ）として売られ、5 年間家事労働をしていた。1 年後に預けられた家の親の態度が変わりものすごく厳しくなった。父親は病気になり、体が麻痺してしまう病気だが、雇い主は父親のところに行くことを許さず、帰してくれなかった。子どもクラブに来て参加し、カウンセリングを受け、雇い主と交渉し、父親にも会えるようになった。プランのさまざまなプログラムに参加した。今は貯蓄プログラムに入り貯金もしている。朝は新聞売りをしている。父親は学校のご好意で今は門番をさせてもらっている。今も 1 年に 1 着しか服は買えないが。センターに来ることによって、子どもの権利について学んだ。雇用主とも話し合い 1000 ルピー程給与をもらえるようになった。

■D さん（女子）――4～5 年前に両親が死亡。働きに出たが、雇い主の家が出火し、両足を負傷した。だれも助けてくれなかった。自分で水をかけた。現在も足は痛く、治療中。2 年前に HOPE プロジェクトに出合い、「補習教育クラス」を受け、その後正規の学校に入学できた。現在クラス 56 人中 1 位の成績。神様はなぜ、貧しいものを痛めつけるのか分からないが、HOPE のリソースセンターに出会って、私は生まれ変わることができた。

■E さん（女子）―― パン工場で働いている。両親の仲が悪く、家庭環境が良くなかった。中退しそうになったが、HOPE プロジェクトで奨学金をもらうことができ、現在は貯蓄



http://www.iti.or.jp/

プロジェクトにも参加している。

〔リソースセンターの子どもたち、そして起業へ〕

働く子どもたちのための「子どもリソースセンター」を見学した。ここで子どもたちは経験を共有したり、遊んだり、ゆっくり休むことができる。幾人かから話しを聞いた。

■A くん（男子）：働いている時に、ファシリテーター（センターのスタッフ）に会った。その後さまざまなプログラムに参加し、今では人前で話すこともできるようにもなった。母親もセンターから支援を受け、カートで物売りをしている。将来はダンサーになりたい。

■B さん（女子）：父親がアルコール依存症で、暴力をふるった。働きに出たが、雇い主から長時間労働でひどい扱いを受けた。現在は仕立屋さんをオープンするために訓練中。

こうしてリソースセンターを経て子どもクラブに参加し、学校に行き、職業訓練を受け、自分の人生を見つけて自立していく。最近、携帯電話の店を構えた男子とミシンを使って仕立て屋さんをオープンした女子の店を訪問した。

一間ほどの小さな店の携帯電話店を構える男子は孤児だったがプランが支援してくれてここまで来たという。この店は閉店する人から買い取ったとのことである。買い取り資金はマイクロファイナンスのような仕組みから借りた。携帯モバイルの技術と知識はリソースセンターの職業訓練の中で身につけた。

洋裁の仕立て屋の開店にこぎつけた女性は、父親が行方不明となり、長女として家の兄弟姉妹のことはすべて彼女の背にあった。9 カ月の職業訓練コースでミシンを習った。今は月給 1 万 1000～1 万 5000 ルピーになる。今は姉妹もこの仕事を手伝ってくれているという。

〔まとめにかえて〕

プランの現地（フィールド）でのプログラムが実に包括的・体系的なアプローチをとっていることに感心する。働く子ども・児童労働問題への取り組みを総合的にとらえ、体系的に対応しているということである。体系的とは、1 つは、フィールドに



http://www.iti.or.jp/

おいて、子どもの救出、カウンセリングから教育、職業的自立までの成長プロセス全体へ体系的に取り組んでいること。2 つは家族、雇用主、政府・自治体職員、政治家、そしてコミュニティ全体へ、取り組みの対象の広がりを体系的に捉えていること、3 つはこの国の子どもが陥っている、カマラリ、早すぎる結婚、出産登録、人身売買、教育等、さまざまな社会的慣行（課題）の改革に体系的に取り組んでいること。4 つはとくに女性（主婦）の自立支援活動との関連の中で取り組んでいること。「女性によいことは、子どもにも良い」こと、「女性が目覚めることが子どもを守る」のである。そして 5 つは、こうした多面的なアプローチによるインターアクションを踏まえ、社会の向上全体に向かって取り組む形となっているということである。

なお、プランの活動報告は、支援金が具体的にどのように役立ったかについて、具体的数字をもって成果を報告しているのはとても分かりやすい。しかし、上記で解説した取り組みは、プラン・ネパールが全国各地で実施しているわけではない。資金規模の限界から特定地域での取り組みに限定されている。NGO 活動として、先進国からの資金規模が救われる子どもたちの数を決定しているという事実に直面して、愕然とすると共に、さらに多くの寄付の必要性を痛感した。

最後にフェアトレードについて付記しておきたい。ネパールにおける児童労働や女性のエンパワーメント活動を通じて、具体的な産品（商品）が登場し始めており、取り組みの体系化を考えると、将来フェアトレードへの取り組みへと広がっていくことは必然のように感じた。

注：

1：国際労働機関（ILO）は 4 年に 1 度、世界の児童労働者数の推計を発表している。この数字は 2010 年 5 月に発表された ILO の「グローバルレポート “Accelerating action against child labour”（邦題「反児童労働行動の加速化」）」による。

2：今回の現地フィールド視察にはプラン・ジャパンのアレンジにより、現地プラン・ネパールとマクワンプール現地事務所の全面的な受入れによるご好意を得



http://www.iti.or.jp/

た。記して感謝する。

3：ILO/ネパール中央統計局『Nepal Child Labour Report-based on data drawn from the Nepal Labour Force Survey 2008』2011（出版は 2012 年）。また、同統計を使用して分析しているネパールの労働基準についての報告書として、ITUC（International Trade Union Confederation『Internationally Recognised Core Labour Standards in Nepal』（2012 年 2 月）がある。

4：カマラリ kamalari/kamlan あるいはカマイヤ kamaiya ともいう。Plan Nepal Country Office,『Abolish Kamalari Tradition』（パンフレット）、等。

5：プラン・ネパール資料、PLAN Nepal Country Office,『Country Strategic Plan, June 2010-June 2015』2010,『Country Programme Progress Report』2012

6：CWIN『Child Labour in Bidi Industries in Nepal』2001



http://www.iti.or.jp/